

児童虐待のない社会へ 私たちができること

児童虐待から子どもを守るためには、早期に発見し、子どもを保護することが、なによりも大切です。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、市町村、福祉事務所、児童相談所等への通告の義務があります。 通告した方のプライバシーは守られます。

身体的虐待

- ・ 首をしめる
- ・ 熱湯をかける
- ・ タバコの火を押しつける
- ・ 殴る、蹴る
- ・ 投げ落とす
- ・ 冬戸外に締め出す

ネグレクト（保護の怠慢、拒否）

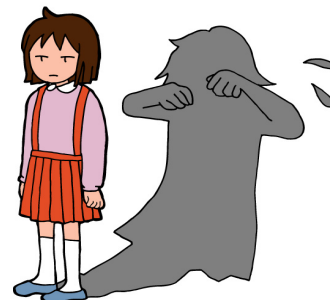
- ・ 子どもの意に反して登校させない
- ・ 病気や怪我をしても適切な処置をしない
- ・ 乳幼児を家に残したまま外出する
- ・ 乳幼児を車内に放置する
- ・ 適切な食事を与えない

性的虐待

- ・ 子どもへの性交
- ・ 性的行為の強要
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ 裸の撮影を強要する

心理的虐待

- ・ 言葉によるおどし、脅迫
- ・ 極端に無視する、拒絶する
- ・ 子ども前でDV
- ・ 子どもを傷つける行為



『児童虐待』かもしれないと感じたら、次の所へ連絡して下さい。

もしかして、児童虐待かも・・・どうすればいいの？



- 児童相談所、福祉事務所、市町村
- 最寄りの警察署



あなたの連絡が不幸な結果を防ぎます。おかしいなと感じたら連絡を！！